

山口県報

平成20年
12月24日
(水曜日)

目 次

規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十五号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三百一条第一号の表中

小売商業紛争調停員	小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第一百五十五号）第十六条第一項の規定による同法第十五条に規定する紛争の調停に関する事務	商政課
小売商業紛争調停員	小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第一百五十五号）第十六条第一項の規定による同法第十五条に規定する紛争の調停に関する事務	商政課

を

地方独立行政法人
山口県産業技術
センター評価
委員会

関する事務
地方独立行政法人法第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に關することその他同法によりその権限に属させられた事項の処理に關する事務

新産業
振興課

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成
二十年
十二月
二十四日
発行
印刷

発行
行人所

山口
県知事
庁

定価一箇月
金二千七百円（送料共）